

新製品等のPRについて(土木部関係)

新製品等のPR方法について

【受付：各発注機関等】

長崎県へPRしたい場合は・・・

直接、本庁各課や土木事務所の課長等へ事前に連絡を取ってPRしてください。

〔従来（平成15年度）おこなわれていたような建設企画課の承認等を受ける必要はありませんので、**事前連絡**を取って自由にPR活動をおこなってください。〕

「新技術・新工法・新製品等の提案に関する要領」について

(通称：イントラ掲載)

【受付：建設企画課】

長崎県では、民間業者等が開発した新技術・新工法・新製品等を県職員へ広くPRするために、県庁内情報通信網（イントラ）に掲載する取り組みをおこなっていますので、ご活用下さい。



詳しくは、
長崎県土木部HP「建設工事関係」
<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/>の
「新技術・新工法・新製品等の提案に関する要領」をご覧ください。

定型様式は、HPからダウンロードできます。

不明な点は、建設企画課技術基準班へ
お問い合わせ下さい。

Tel: 095-894-3025

Fax: 095-894-3461

E-mail: kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

注：この制度は、県が品質等について証明・認定をおこなうものではありません。

メールで送信されたものがそのままイントラに掲載されますのでご了承下さい。